

中間市排水設備工事マニュアル

令和7年3月改訂

〈関連条例等〉

中間市下水道条例

中間市下水道条例施行規則

中間市下水道排水設備指定工事店規則

中間市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱

中間市排水設備設置基準(1998年)

中間市 環境上下水道部 下水道課 施設管理係

TEL 093-246-6256

FAX 093-243-1802

E-mail gesuidouka@city.nakama.lg.jp

目 次

はじめに	1
排水設備工事の流れ	2
排水設備工事の注意点	3～4
その他注意事項	5
排水設備新設等計画確認申請書について	6～7
排水設備新設等計画確認申請書【記入例】	8～9
排水設備新設等計画確認申請チェック表	10
平面図・縦断図【記入例】（排水太郎①宅）	11～12
平面図・縦断図【記入例】（排水太郎②宅）	13～14
設計図の記号の例	15
排水設備工事費見積書【記入例】	16
排水設備新設等工事完了兼使用開始届について	17
排水設備新設等工事完了兼使用開始届【記入例】	18～19
排水設備新設等工事完了兼使用開始届チェック表	20
水洗便所改造資金融資あっせん申請書【記入例】	21
排水設備工事の写真撮影要領	22～28
様式集（排水設備）	29～36
様式集（ディスプレイ）	37～40
様式集（融資あっせん、浄化槽等）	41～43
中間市下水道条例等【抜粋】	44～45

はじめに

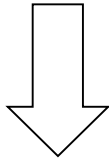
中間市の公共下水道は、平成10年から供用を開始し、以後、急速に整備範囲を広げてまいりました。その間、中間市下水道排水設備指定工事店の皆様にも大変ご尽力いただき、現在の高い水洗化率に至ったこと、誠に有り難うございます。

排水設備工事は、申請から完了までのすべてが指定工事店及び責任技術者の双肩にかかっています。

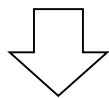
そのため、市民に信頼される丁寧な対応、市の条例規則の遵守、管理し易く経済的な施工計画、計画に基づく適正な施工はもとより、より一層の技術向上に努めていただき、中間市の安心で快適な住環境整備に寄与していただきますよう、よろしくお願いいたします。

排水設備工事の流れ

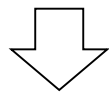
見積り



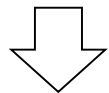
契約



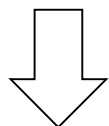
排水設備新設等
計画確認申請書



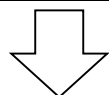
排水設備工事



排水設備新設等工事
完了兼使用開始届



検査



工事費請求

下水道課が本管工事契約後に工事案内の送付、又は地元説明会を開催しますので、工事地域の営業は、その後をお願いします。
排水設備工事が可能な範囲地図は、下水道課前に掲載していますので、**地図を確認後に営業**を行ってください。
見積り依頼があれば、断らずに**無料で見積り**を行ってください。
見積書は、申請時に職員が確認し、必要に応じて指導します。
(検査時に申請者に見積書を再確認してもらいます。)

契約は、必要事項を漏れなく記入し書面で行ってください。
なお、クーリングオフの制度が適用されます。

申請書に必要な書類を添付し、下水道課窓口に提出してください。
申請書は、1冊(10枚セット)600円で販売しています。

確認申請書を受領後、着工してください。
配管ルートや掃除口等の指摘事項がある場合は、課題解決に努めてください。
(事前着工は、罰金等の罰則規定があります)

工事完了後、**5日以内**に完了兼使用開始届を下水道課に提出してください。変更が生じた場合は変更図面を添付してください。
完了検査は、火曜日と木曜日の午前中で、朝9時から行いますので、申請者と時間を調整して検査日を申し出てください。
(完了届の提出遅延は、罰金等の罰則規定があります)

検査は、各器具からの流出状況を調べますので、事前に、桧蓋を開けておいてください。
(検査員の現地到着は、予定時間より多少前後する事があります)

必ず検査の合格後に、工事費を請求するようにしてください。
(検査を受ける前に、申請者に工事費を請求しないでください)

工事の注意点

1. 見積りについて

排水設備工事の見積り依頼があった時は、正当な理由がない限り、これを拒んではいけません。
また、見積りした物件が結果的に他社に発注されたとしても、苦情を申し立ててはいけません。

2. 事前調査

既存の排水設備の事前調査は、可能な限り床下等に入り、台所、洗面など屋内の衛生器具に接続した排水管の老朽状態、器具トラップなどの状況を調査し、トラップの有無に関わらず、全ての器具を撮影し、提出してください。不良箇所は、写真等で施主に説明し承認後、排水設備工事に含めて改善しなければいけません。

3. 雨水流入防止について

次の点に十分に留意して設計施工を行ってください。

① 調査・計画について

宅内の雨水管を全て把握し、既存の側溝や水路に排除されているかを確認の上、雨水が混入しないように計画を行うこと。

特に屋外の水道設備（洗濯機、流し）などから雨水が混入しないよう対策を講じること。

② 配管施工について

雨水のたまりやすい場所を避けて、枳の位置や設置高さなど検討して設置すること。

中間市の下水道は、分流式なので、雨水管を公共下水道に接続しないで下さい。

雨水は、管径が100mm以上の排水管で施工してください。

4. 工事写真について

排水設備工事の写真撮影要領により、次の写真を明瞭に撮影し、完了届と同時に提出すること。写真不足の場合は、確認できませんので始末書等を提出してもらう場合があります。

① 着工前の全景・各部

② 基礎の転圧状況(砕石チップ5cm敷均し)

③ 接続箇所の状況（すべてのます接続状況、継手類）

④ 管布設状況（すべての配管状況）

⑤ 埋戻しの転圧状況 (管土被り10cmまで砕石チップでその上は良質な発生土)

⑥ 既設の便槽処理（着工前・消毒・穴あけ・埋戻・完了）

⑦ トイレ内（改装前、器具取付後、ドルゴ通気）

⑧ 器具トラップの有無（汲み取りの場合）、シンク下（新築の場合）

⑨ 竣工後の全景・各部

⑩ その他必要な箇所

5. 工事内容変更

施工中に工事内容、工事金額、工期等の変更などが必要になった場合は、市の担当者と協議を行ってください。その後、施主の承認を得てから施工してください。

6. 工事代金について

排水設備の工事代金は、市の排水設備工事完了検査後に請求してください。

前金払い、中間払い等の請求を行ってはいけません。

施主が融資あっせん制度を利用した場合は、排水設備工事の完了後に金融機関の融資金の支払いを待ってから請求してください。

7. 仮設の簡易トイレについて

施工に際しては、トイレを利用できない時間を最小限にするため、施工順序を熟考してください。また、施主にトイレを使用できない期間などを十分説明し協力を求め、必要に応じてポータブルトイレを用意するなど施主にできる限り便宜を図るよう努めてください。

8. 公共汚水枡について

公共汚水枡は、施主の希望位置に一宅地に原則1箇所、無料で設置しています。

現況公共汚水枡に合わせて計画してください。

また、2箇所目以降の追加設置費用については施主負担となります。

9. 浄化槽について

浄化槽を廃止する際は、撤去、または内部部品を取り出した後に清掃消毒し底穴を開け埋め戻し、既設汚水枡を利用する場合は、防臭蓋を設置してください。

浄化槽廃止届を工事完了届に添付して下水道課に提出してください。

10. 二重トラップについて

事前に器具トラップがないか十分調査を行い、二重トラップにならないようにしてください。やむを得ず、二重トラップにする場合は、トラップ枡の掃除口には通気蓋を設置してください。

11. 便器について(水量調節)

トイレ単独配管の場合、延長が5mを超え、水量が少ないと詰まりが発生しやすくなりますので、配管ルートをよく考えて、施工してください。

タンクレスは必ず夕方方の水圧低下時に、現地の水圧及び流量を確認してください。

タンク式トイレで水量増が必要な場合は、タンク内で水量調節してください。

(例 TOTOピュアレストの水量増量調節 初期設置4.8L→6.0L、4.8L→8.0L)

12. 営業活動について

排水設備工事の営業は、本管新設工事の案内送付後、又は地元説明会終了後に行うようにしてください。(下水道課前に掲載している地図に印を付けた後)

工事着工は、供用開始後でなければ認められません。また、原則、供用開始後でなければ排水設備申請を受付けられません。

また、早朝深夜の訪問、無断で敷地内へ立ち入る等の常識を逸脱した行為をしてはいけません。

その他の注意事項

- ① ディスポーザは、排水設備です。設置には申請が必要ですので、遅滞なく提出してください。また、完了時はディスポーザの有無が分かる写真(シンク下)を提出してください。
- ② 市ホームページ(組織でさがす→下水道)に施工マニュアル、申請書、技術者試験・講習、指定工事店の登録、その他のお知らせ等を掲載していますので、必ず確認してください。
- ③ 雨水管と污水管が並列する場合、原則として污水管を建物側にしてください。
- ④ 雨水管と污水管は上下に並行することを避け、交差する場合は、雨水管に污水が流入することを防止するため、污水管が下、雨水管が上になるようにしてください。
- ⑤ 浄化槽からの切替工事で既設管を利用する場合は、既設管の勾配、マスの蓋(防臭蓋)、通気管等を事前に調査し、縦断図等に記入してください。
- ⑥ 排水管の埋設施工が難しく、やむを得ず露出管とする場合は、申請者の誓約書を添付してください。
- ⑦ トイレ桝は、3cm段差付(45YS、起点の場合は45Y)を使用してください。
- ⑧ トイレの手洗いは、トイレと同一管にせずに、器具トラップがあればYWS桝(3cm段差付2口桝)の使用を検討してください。やむを得ず同一管にする場合は、トイレに手洗いの封水が引っ張られるため通気管(通気弁)を設置してください。(平面図に通気管の口径を記入)
- ⑨ 90L桝に枝管を接続する場合は、90YS(トイレ以外でも3cm段差必要)を使用してください。
- ⑩ 2階の立ち上がり管は、露出管の場合VP、建物内の場合VUを使用し、露出管は劣化の恐れがあるため、被覆又は紫外線防止塗装で仕上げてください。
- ⑪ 道路より敷地が高い場合VU管を立ち上げていますので、接続時は立ち上げ管(VU管)の根元から切断し、VP管に取り替えてください。また、露出管は紫外線防止塗装で仕上げ、高さが1.0m以上の場合はバンドで固定してください。
- ⑫ 公共桝より3m以内の敷地内に最初の桝(ドロップ桝等)を設置、または敷地から2m以内に桝を設置してください。(※高低差によりドロップ桝を使用する場合、ドロップ桝から下流側の3m以内に桝を設置する基準はなくなりました。)
- ⑬ 公道を占用した立ち上がり管には、コンクリート巻きを絶対にしないでください。
- ⑭ 工事完了後1年以内に発生した詰まりや故障について、使用者の責に帰すべき事由で無い限りは、無償で補修を行ってください。
- ⑮ 指定工事店の登録内容に異動等が生じた場合は、必ず速やかに異動届(第6号様式)を下水道課に提出してください。(指定工事店規則第9条)

排水設備新設等計画確認申請書について

1. 提出書類

○ 計画確認申請書	1 式 ※1
○ 排水設備新設等計画確認申請チェック表	1 部
○ 位置図（北側を上部に）	2 部
○ 平面図（方角を記入する）	2 部
○ 縦断面図	2 部
○ 見積書	2 部
○ 機器カタログのコピー	2 部

※1 申請書は3枚複写になっており、3枚全てに申請者及び責任技術者の印を押印し、裏面の誓約書にも押印してください。

書類の提出は、原則として責任技術者が行ってください。

（ただし、工事内容を熟知した方であれば、事務の方でも構いません）

2. 位置図

位置図には申請箇所、公道、私道の別、目的となる付近の建物、町名をもれなく記入し、図面上部を北とし、汚水桝を赤●、申請箇所を赤塗りして矢印で明示してください。

図面は作図するか、住宅地図（ゼンリン等）のコピー（A4）を添付してください。

3. 平面図

設置基準に準じますが、最低限、P11,13の平面図（例）のように記入して下さい。

方位を正確に記入して下さい。

計画線を入れる前に敷地の境界及び間取りを明確に図示してください。

（隣地境界の判別、及び雨水系統を印すため）

計画線は污水管は**赤色**で、雨水系統は**緑色**で、水道管の増設配管部分は青色で、記号はP15の例に従って記入してください。

なお、新築のビル、マンション等2階建て以上の建築物を申請する場合は、建築図面の利用は可能ですが、1階の平面図に屋外、屋内の計画配管図を記入し、2階以上は各階の異なる平面図だけを添付してください。

4. 縦断面図

縦断面図添付の義務づけは、審査及び検査時に管の勾配、土被り、ますの深さが基準に適正か否かを判断するためのもので、管種・管径・延長・勾配・**仕上り（土、コ、ア）**・ますの種類別、及びますの内径・深さを記入してください。

縮尺は原則として1/100～1/250の範囲としますが、A4サイズに納まるよう、ある程度任意の縮尺でも構いません。大きく異なる場合は、A4サイズに折り込んでください。

5. 見積書について

① 改造工事の場合（浄化槽・汲み取り）

改造工事の見積書は、器具の数、種類別の柵の数、各金額を記入してください。

器具（便器等）については、カタログの該当箇所にマークして提出してください。

また、摘要欄に値引き等を記入してください。

その他、10万円以上の付帯工事については、内訳を詳細に記入してください。

見積書は計で千円止めし、その後、消費税を計上してください。

器具がオープン価格の場合は、添付のカタログに手書きで販売価格を記入してください。

なお、器具が支給品の場合、見積書の摘要欄に「支給」と記入し、カタログの添付は不要です。

② 新築工事及び、2項目以上のリフォーム工事の場合

新築工事の見積書は、経費が建築工事費の中に含まれており諸経费率や契約方法が異なるため、器具数や柵数など、数量のみ記載し、金額抜き見積書とします。

6. 最終汲み取りについて

最終汲み取りの際は、指定工事店から担当エリアの汲み取り業者（市内3社）に連絡し、日程調整をしてください。

7. 浄化槽からの切り替えについて

既設の浄化槽からの切り替えの場合は、既設管路も新規の申請となる為、管路の表記は全て行う必要があります。また、柵蓋については**防臭蓋になっているか確認し、防臭蓋になっていなければ、取り替え**を行ってください。

8. 阻集器について

阻集器（グリーストラップ等）が必要な際は、業務内容に応じた仕様で選定し、容量計算書、カタログ資料を添付してください。

9. 通気について

2階以上にトイレ等の排水設備を設ける場合には、通気管（通気弁）を設置してください。

10. 特定施設について

申請者が特定施設に該当する場合は、その業務内容に応じた除害施設を設置し、各種法令を遵守した処理水を排出してください。これに該当する場合は水質管理責任者選任届、除害施設設置届等が必要となるため、事前の申請が必要となります。

(提出用)

受 益 者 負 担 金			
完 納	分納中	未 納	年度 賦課予定

確認申請番号	
第	号

窓口へ提出する日を記入

申請日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
-----	----------------

排水設備新設等計画確認申請書

中間市長 様

排水設備等の計画について、次のとおり確認を受けた中間市下水道条例第5条の規定により申請します。

法人の場合は、代表者(支店長)氏名まで記入し、押印。[代表者(支店長)氏名にもフリガナ]

建売やアパートの場合の使用者欄は、「未定」若しくは「居住者」と記入

申請者	住 所	中間市中間一丁目 1 番 1 号		
	フリガナ	ハイス タロウ		
	氏 名	排水 太郎	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
使用者	住 所	中間市中間一丁目 1 番 1 号		
	フリガナ	ハイス タロウ		
	氏 名	排水 太郎 (同上はダメ) (決まってない時は、未定と記入)	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
設置場所	中間市 中間一丁目 1 番 1 号 (住所がない場合は、地番を記入)			
建物用途	☒ 一般住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 業務用 ☐ その他()			
	居住者の状況 ☒ あり ☐ なし ☐ 賃借 ☐ その他()			
	一般住宅以外の場合(名称 軒数() 軒) フロア数()			
工事の種別	☒ くみ取り便所の改造 ☐ 新築に伴う水洗化 ☐ 増改築に伴う水洗化 ☐ 仮設			
	☐ 浄化槽の切替え(単独・合併) ☐ 特定事業所の水洗化 ☐ その他()			
阻集器の設置等	☐ 油脂しゃ断装置 ☐ 沈砂装置 ☒ 通気管 ☐ その他()			
特定施設の有無	☐ あり ☒ なし		除害施設の種類	
工事期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日			
融資あっせん制度	☐ あり ☒ なし		低地ポンプ助成	☐ あり ☒ なし
公共汚水樹	☒ あり ☐ なし		合併浄化槽 廃止届	☐ あり ☒ なし
用水区分	☒ 水道水 ☐ 水道、井戸水併用 ☐ 井戸水 ☐ その他の水()			

中間市下水道排水設備指定工事店名	責任技術者名
指定工事店番号 〇〇 号 (←忘れずに記入)	中間 太郎 (中間市での登録者)

中間市中間1-1-1
(有)中間太郎工務店
TEL 093-244-1111
代表取締役 中間 太郎

社 工 中
長 務 間
之 店 太
印 郎

- ・3枚複写になっているので、すべてに押印すること。
- ・申請用紙は下水道課窓口にて販売します。(10枚綴り、600円)
- ・提出書類(位置図、平面図、縦断図、見積書、機器等のカタログのコピー(各2部)、チェック表(1部))

「太枠」内を申請者が記入して下さい。

誓 約 書

必ず記入

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

- 1 工事申請に際し、中間市下水道条例に基づき下水は汚水と雨水に分流し、汚水は排水設備により公共下水道に放流し、雨水は別系統で排出します。
雨水を取り込んだ場合は当方で改善します。
- 2 工事の施工に際し、他人の土地若しくは家屋又は排水設備を使用する事により生じた問題は、当事者間において解決します。また、土地若しくは家屋を譲渡するとき又はこれに類する行為を行うときは、本事項を継承します。

申請者の署名捺印

排水義務者（申請者） 排水 太郎



工事店名を記入

排水設備指定工事店 (有)中間太郎工務店

責任技術者 中間 太郎



工事店か責任技術者のどちらかの印

手 続 上 の 注 意

- 1 この申請書は、次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 位置図(2部)
 - (2) 平面図(2部) 次の事項を表示すること。
 - ア 工事予定地の境界線及び面積
 - イ 建物、間取り及び便所、台所、浴室その他下水を排除する施設の位置
 - ウ ます及び除害施設の位置
 - エ 排水管きょの位置、材質、延長、大きさ及びこう配
 - (3) 縦断図(2部)
 - (4) 排水設備工事見積書(2部)
 - (5) 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その者の同意書
 - (6) 工事に係る土地、家屋又は排水設備の所有者その他市長が必要と認める者の承諾を得ている旨の誓約書
 - (7) 器具のカタログの写し(2部)
 - (8) 排水設備新設等計画確認申請チェック表(1部)

※ 土地所有者及び家屋所有者が異なる場合は、次の書類が必要です。

 - ア 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その者の同意書(1部)
 - イ 工事に係る土地、家屋又は排水設備の所有者その他市長が必要と認める者の承諾を得ている旨の誓約書(1部)
- 2 排水設備新設等計画確認申請書の確認の通知を受けた後、工事に着工してください。
- 3 工事完了終5日以内に工事写真を添付の上「排水設備新設等工事完了兼使用開始届」を提出し、施工完了の確認を受けなければなりません。

排水設備新設等計画確認申請チェック表

確認日	令和〇年〇月〇日	指定工事店名	(有)中間太郎工務店
申請者名	排水 太郎	責任技術者名	中間 太郎

・確認した項目にレ点を記入して下さい。

確認した日を記入

(事前調査項目)

指定工事店チェック欄

- ☒ 1. 下水道処理（供用開始）区域の確認をした。
- ☒ 2. 公共汚水桝（取付管）の位置及び高さの確認をした。
- ☒ 3. 設置する土地及び使用する排水設備の権利関係を確認した。
- ☒ 4. 隣接する道路が私道などの権利関係がないか確認した。
- ☒ 5. 既存排水設備などの現況、使用状況、建物用途及び営業内容を確認した。
- ☒ 6. 用水区分（水道水等）やその系統、既排水設備の系統を確認した。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由：)

(事前協議項目)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 新たに汚水桝を設置する工事のため、事前協議のうえ届出をした。
- ☐ 2. 工場又は事業所に排水設備を設置する工事のため、事前協議のうえ届出をした。
- ☐ 3. 融資あつせん及び利子補給制度を受ける事前協議をし提出書類を整えた。
- ☐ 4. 低地汚水ポンプ設備等設置助成金を受ける事前協議をし提出書類を整えた。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由：)

(添付書類項目)

指定工事店チェック欄

- ☒ 1. 申請書の太枠内に、未記入、誤記及び押印漏れなどの無いことを確認した。
- ☐ 2. 阻集器を設置するため、阻集器の資料を添付した。
- ☐ 3. 特定施設に該当する流入であるため、除外施設届及び水質責任者選任届を添付した。
- ☐ 4. 水道水以外の用水を利用するため、減量水量報告書を添付した。
- ☐ 5. 他人の土地へ排水設備を設置するため、排水設備設置に係る同意書を添付した。
- ☐ 6. 他人の排水設備を使用するため、排水設備設置に係る同意書を添付した。
- ☒ 7. 使用器具等のカタログを2部添付した。
- ☒ 8. 工事見積書を2部添付した。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由：)

(図面関係項目)

指定工事店チェック欄

- ☒ 1. 隣地境界線、隣接道路、方位、敷地内建物及び地盤高を漏れなく表示した。
- ☒ 2. 平面図に使用する記号を排水設備設置基準から引用した。
- ☒ 3. 各階層ごとの屋内排水設備と系統を、記号等を使用して、その位置を表示した。
- ☒ 4. 屋外にある排水設備（温水器や散水栓等、既設浄化槽など）の位置を表示した。
- ☐ 5. 各階を繋ぐ排水管（立管）がある場合の管種や口径を表示した。
- ☐ 6. トラップ付掃除口を使用する場合の2重トラップ防止策について表記した。
- ☒ 7. 排水管の管径及び勾配は定常流量法又は器具排水賦課単位による方法で定めた。
- ☒ 8. 各種記号、区間距離、管径、管勾配の表示と数値の整合を確認した。
- ☒ 9. 平面図と縦断図の整合を確認した。
- ☒ 10. 縦断図の計算の数値を確認した。
- ☒ 11. 使用材料、器具の規格や数量を確認した。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由：)

その他 ()

該当するものにチェック

平面図

排水太郎①宅

方角を必ず記入

方角

4

器具トラップの記号を表記
すべて器具トラップの場合は、
余白に「全て器具トラップ付」
と記載すること

建物側に污水管、
その外側に雨水管を
配管すること

雨水管及び雨水桧に
についても表記

合流箇所や90L桧に枝管を
接続する場合は、
3cm落差付【90YS】桧を使用

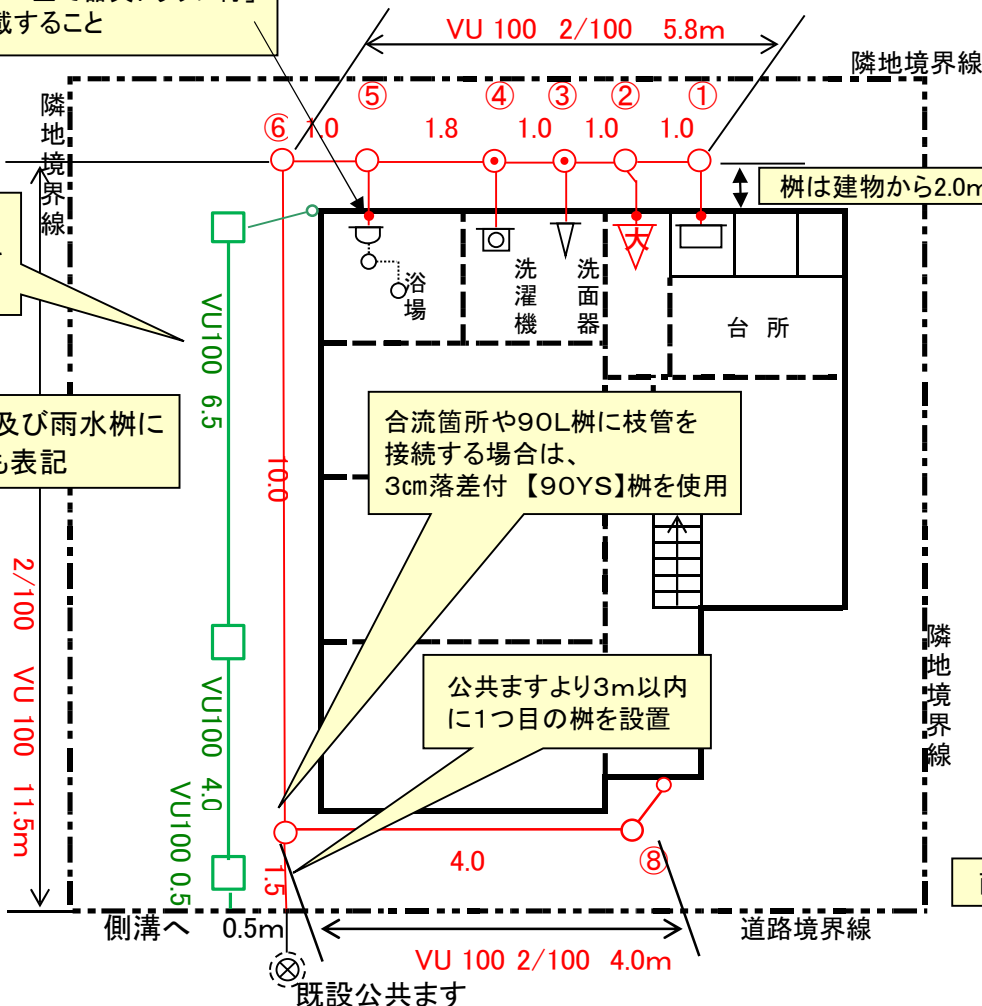
公共ますより3m以内
に1つ目の桧を設置

トイレからの排水管は上流側への
逆流や桧内での噴き上げを防止
するため、鋭角に合流するように、
3cm落差付【45YS】桧を使用

雨水管φ100以上

VP 75
通気管φ50
⑧へ

2F平面図

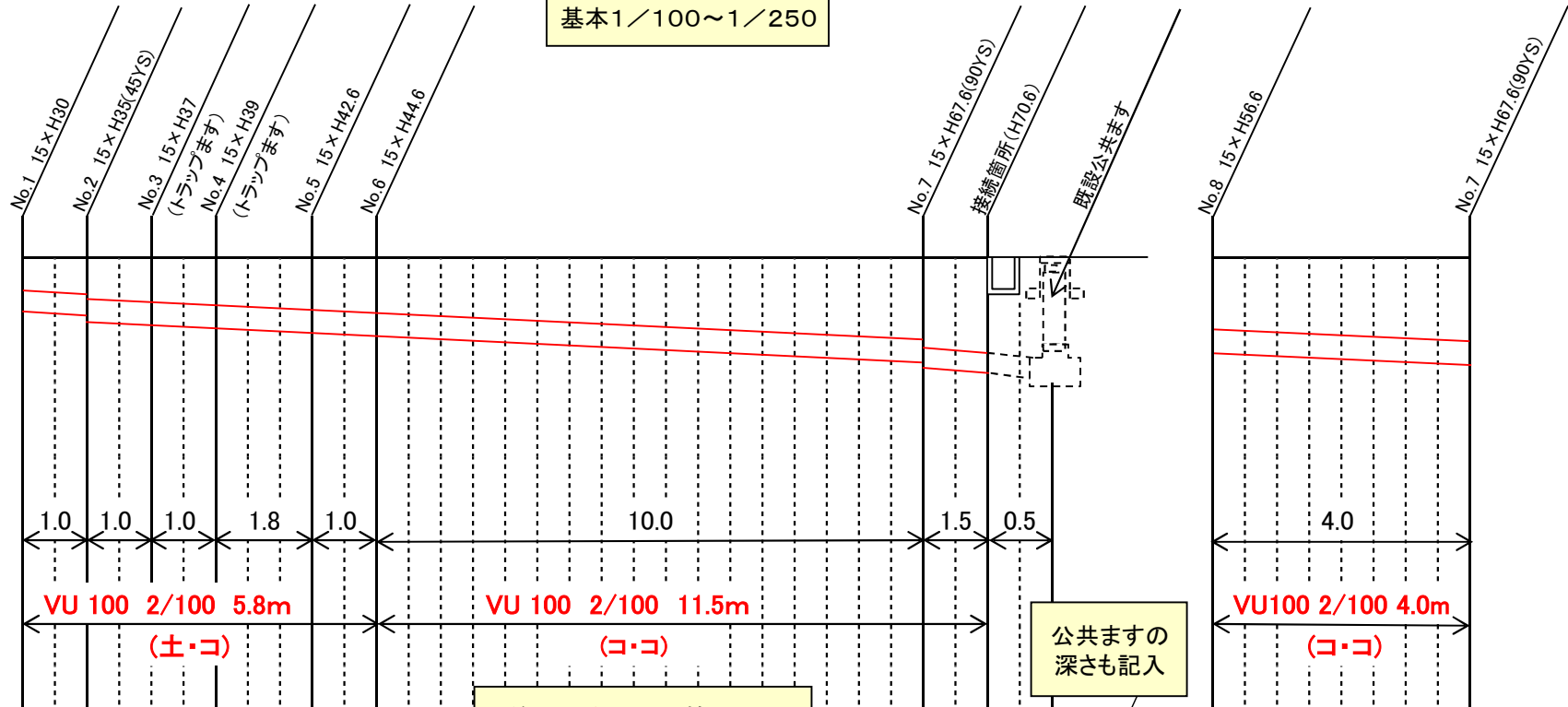


- 注
- 敷地境界・間取りを明確に図示すること。
 - 污水管(赤色)・雨水管(緑色)で着色し、記号はマニュアル(P15)参照のこと。
 - 2階のトイレには、通気管(通気弁)を設置してください。

縦断図

(縮尺 縦=1/ 横=1/) 排水太郎 ① 宅

基本1/100~1/250



地盤高	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
土被り	0.20	0.22	0.25	0.27	0.29	0.326	0.346	0.546	0.576	0.606	0.616	0.466
管底高	9.70	9.68	9.65	9.63	9.61	9.574	9.554	9.354	9.324	9.294	9.284	9.434

段差で2重断面の箇所は流入・流出高を記入、合流桝とトイレ桝は3cm

管底高は計算で小数点第3位まで算出する。第4位は切り捨て。第3位が0ならば省略可(勾配は2/100)

3cm

3cm

平面図

排水太郎②宅

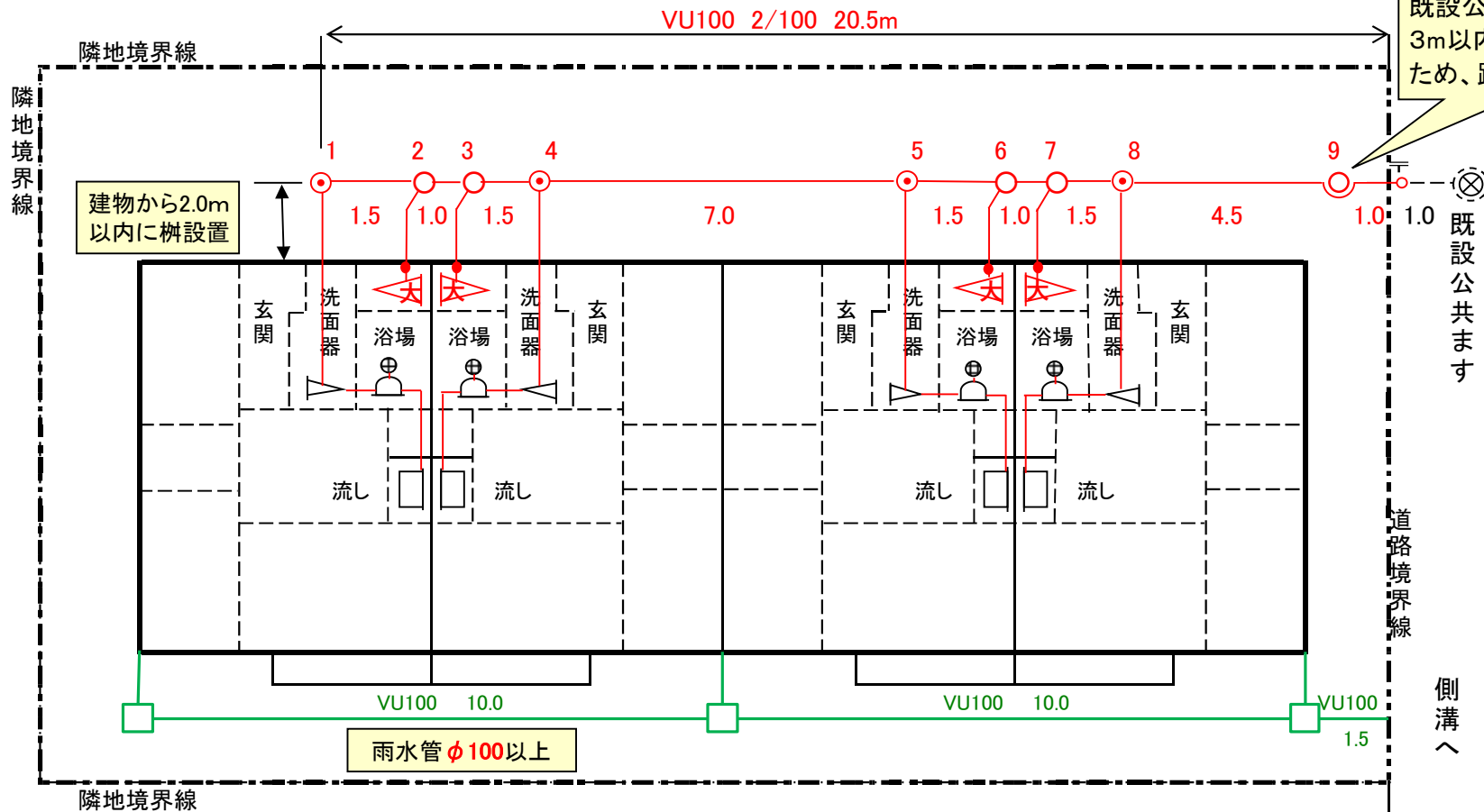
方角



方角を必ず記入

トイレからの排水管は上流側への逆流や桝内での噴き上げを防止するため、鋭角に合流するように、3cm落差付【45YS】桝を使用

既設公共ますから3m以内の設置確認のため、距離記入



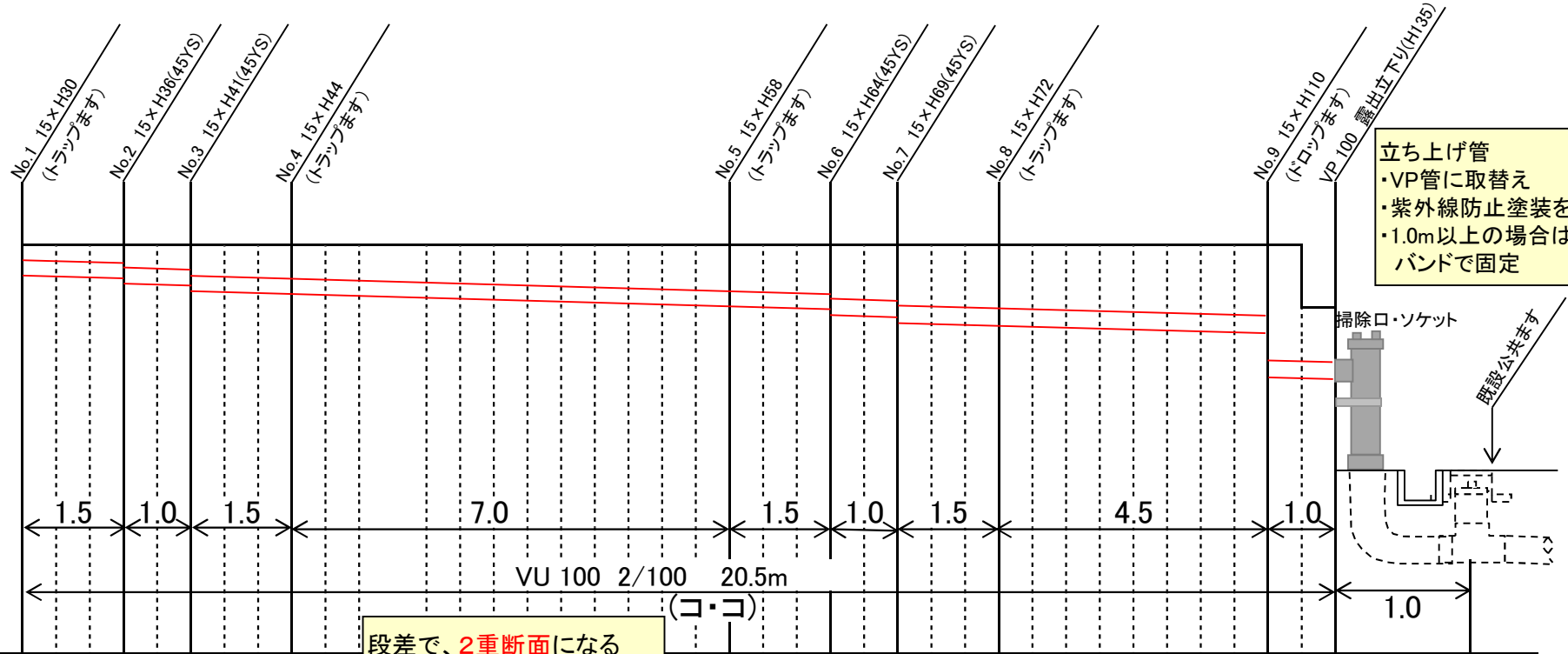
- 注
- 敷地境界・間取りを明確に図示すること。
 - 汚水管(赤色)・雨水管(緑色)で着色し、記号はマニュアル(P15)参照のこと。
 - 2階のトイレには、通気管(通気弁)を設置してください。

縦断図

(縮尺 縦=1/ 横=1/)

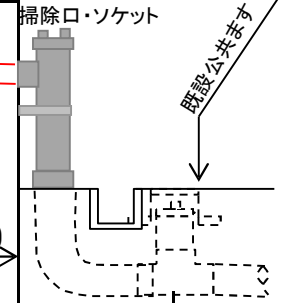
排水太郎②宅

14



段差で、2重断面になる
箇所は流入流出高を記入、
トイレ桧は3cmの段差を
使用すること

立ち上げ管
・VP管に取替え
・紫外線防止塗装を実施
・1.0m以上の場合は、
バンドで固定



3cm 3cm

3cm 3cm

表 3 - 1 設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付き	硬 質 塩 化 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付き	硬 質 塩 化 管	VU	薄肉管
浴 場			硬質塩化ビニル管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴室に排水のあるものは除く。	浄 化 槽		現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器・洗面器					
床 排 水 口			底 部 有 孔 ま す		丸ます
ト ラ ッ プ					角ます
掃 除 口			公 共 汚 水 ま す		
露 出 掃 除 口			公 共 雨 水 ま す		
阻 集 器			側 溝 (道 路)		
排 水 管			ト ラ ッ プ ま す		丸ます
通 気 管					角ます
立 管			雨 と い		
排水溝 (宅地内)			境 界 線		黒又は青
汚 水 ま す		丸ます	建 物 外 壁		同上
		角ます	建 物 間 仕 切 り		同上
ド ロ ッ プ ま す (汚 水)		丸ます	新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤色
		角ます			
分 離 ま す			雨 水 管		緑色
雨 水 ま す		丸ます	撤 去 管		黒色
		角ます	既 設 又 は 在 来 管		赤..合流管又は汚水管 緑..雨水管
ド ロ ッ プ ま す (雨 水)		丸ます	銅 管	GP	
		角ます	鑄 鉄 管	CIP	
陶 管	TP		耐 火 二 層 管	FDP	
陶 製 卵 形 管	ETP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 管	CP				

排水設備工事費見積書【記入例】

法人の場合は、代表者(支店長)氏名まで記入

新設はカタログのコピーを添付し、カタログに該当箇所をマークしてください。

〔申請者氏名 排水 太郎〕

排水

工事内容		種別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
器具	便 器	〇〇〇-〇〇	CS※B+SH※BA	組	1	定 88,000	70,400	(20%引)
				組				
	便 座	洗浄便座	TCF〇〇〇〇	組	1	定 139,000	111,200	(20%引)
				組				
	小便器			組				
	紙巻器	ワンタッチ	YH50	組	1	定 2,200	1,760	(20%引)
器具取付								
	大便器			組	1		25,000	
	小便器			組				
屋内工事	便所内工事			式	1	46,070	46,070	便槽処理 穴あけ・消毒・臭気除去
	電気工事			式	1		7,000	業者見積
	便所床		クッションフロア貼替	式	1		110,000	別紙見積
	管・柵の種類・口径・仕上り・深度(0.1m単位)明記							
屋外工事	汚水配水管	VU φ 100	土・土 H=0.4	m	5.5	5,850	32,175	
	汚水配水管	VU φ 100	コ・As	m	11.0	10,680	117,480	
	雨水配水管	VU φ 100		m	16.0	4,000	64,000	
	汚水ます	φ 150	インバート柵	箇所	4	10,600	42,400	ST、90L
	汚水ます	φ 150	トラップ柵	箇所	3	11,300	33,900	TR
	汚水ます	φ 150	ドロップ柵	箇所	1	16,000	16,000	DR
	雨水ます	φ 200		箇所	6	10,000	60,000	
		カッター切断(コンクリート)			m	22.0	900	19,800
付帯工事		階段コンクリート復旧	式	1		24,000		
給水工事	配管横引き VP φ13 2,050 × 1m = 2,050 円 配管立上り VLP φ20 3,100 × 1m = 3,100 円 接続費2,500円					7,650		
調査・設計費						11,000		
計 ①	管種・口径を明記					799,000	△835	
消費税 ②	①×0.1	1式				79,900		
合 計	①+②	新築の場合は、金額抜きで構いません。				878,900		
融資斡旋額								

施工主の印が必要
(コピー不可)

付帯工事・廃棄物処理等で合計が十万円以上の時は、詳細な別紙見積を添付

千円止め

施主の印が必要
(コピー不可)

付帯工事・廃棄物処理等で合計が十万元以上の時は、詳細な別紙見積を添付

千円止め

訂正箇所には、必ず訂正印捺印のこと。

訂正は数量等単純なものなら責任技術者の印で構いませんが、金額が変わる時は施主本人の印が必要です。

- ・下水道課に提出したものと同一の見積書を施主に渡すこと。
- ・器具類のカタログのコピーを添付すること。(定価が記載されていること)
- ・平面図・縦断図・見積書の間に矛盾がないように確認をすること。

排水設備新設等工事完了兼使用開始届について

提出書類

完了検査の申込時(工事完了後5日以内)に提出してください。

- | | | |
|--------------------------|----|----|
| ○ 工事完了兼使用開始届 | ※1 | 1部 |
| ○ 排水設備新設等工事完了兼使用開始届チェック表 | | 1部 |
| ○ 工事写真 (写真撮影要領を参考) | | 1部 |
| ○ 計画変更時は見積書、図面等該当するもの | | 1部 |

- ※1 表面 申請者欄、下水道使用者欄ともに記名・押印してください。(同一でも省略不可)
(建売等の場合で、使用者が決まっていない場合、使用者欄は「未定」と記入)
- 裏面 水道メーター番号は現地確認、水栓番号は上水道課窓口で確認してください。

検査の注意事項

- ① 未接続がないか、事前に各器具からの排水を確認して下さい。
- ② 検査日時は施主に連絡しておくこと。
- ③ 雨水の流入・配管ミス等が無いか事前にチェックしてください。
- ④ 検査時は各器具からの排水を検査するため、桝・管内の清掃を行ってください。
- ⑤ 検査時に指摘のあった変更の図面等は、検査終了後7日以内に提出してください。

水栓番号調査

排水設備新設等工事完了兼使用開始届の裏面の使用者名簿の記入にあたっては、
上水道課営業係窓口にて水栓番号を確認して記入してください。

- ① 現地で水道メーター番号を確認し、完了届に記入すること。
- ② 新しい水道使用者名を記入してください。
(アパート等の場合、全戸の部屋番号および水栓番号を記入してください。)
- ③ 住居表示が非表示地区の場合は、公称、通称住所も調べておくこと。

提出日を記入
写真を添付の上、工事完了後**5日以内**
に必ず提出すること

確認申請書の番号を記入

確認申請番号

第 12345 号

届出日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

排水設備新設等工事完了兼使用開始届

中間市長 様

排水設備等の工事が、次のとおり完了したので、中間市下水道条例

建売やアパートの場合の使用者欄は、
「未定」若しくは「**居住者**」と記入

申請者	住所	中間市中間一丁目1番1号		
	フリガナ	ハイス タロウ		
	氏名	排水 太郎		
使用者	住所	中間市中間一丁目1番1号		
	フリガナ	ハイス タロウ		
	氏名	排水 太郎 (同上はダメ) (決まってる時は、未定と記入)		
設置場所	中間市 中間一丁目1番1号			
建物用途	☒ 一般住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 業務用 ☐ その他()			
	居住者の状況 ☒ あり ☐ なし ☐ 賃借 ☐ その他()			
	一般住宅以外の場合(名称 軒数() 軒) フロア数()			
工事の種別	☒ くみ取り便所の改造 ☐ 新築に伴う水洗化 ☐ 増改築に伴う水洗化 ☐ 仮設			
	☐ 浄化槽の切替え(単独・合併) ☐ 特定事業所の水			
阻集器の設置等	☐ 油脂しや断装置 ☐ 沈砂装置 ☒ 通気管 ☐ その他()			
特定施設の有無	☐ あり ☒ なし 除害施設の種類の			
用水区分	☒ 水道水 ☐ 水道、井戸水併用 ☐ 井戸水 ☐ その他の水()			
工事着工年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	当初図面からの変更点 ※ありの場合は変更後の図面を添付	☒ あり ☐ なし	
工事完了年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	使用開始日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	

申請者と使用者が同一でも省略しない

ヘアートラップ、ランドリートラップ等を記入

中間市下水道排水設備指定工事店名

責任技術者名

指定工事店番号 〇〇 号

中間 太郎

中間市中間1-1-1
(有)中間太郎工務店
TEL 093-244-1111
代表取締役 中間 太郎

社 工 中
長 務 間
之 店 太
印 郎

工事完了 年 月 日

- ・工事竣工写真を必ず同時提出すること。
- ・この様式と使用者名簿を提出すること。

検査員

* 下水道使用者は裏面使用者名簿に記入してください。
* 排水設備新設等工事完了兼使用開始届チェック表を添付してください。

使 用 者 名 簿

水道メーター番号

水道メーター番号は**現地**で**必ず確認**し、記入して下さい。
上水道課営業係で水栓番号を記入してから提出してください。

〇〇 — 〇〇〇〇

設 置 場 所

世 帯 主 氏 名

水 栓 番 号

世 代

中間市中間一丁目1番1号

排水 太郎
(決まっていな時は、未定)

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

入居者が確定していない時は、**未定**と記入してください。

アパート等の複数世帯が入居している建物は、入居者が決定していれば全世帯の世帯主名、各メーター番号を記入してください。
また、入居者が確定していない時は、部屋番号、各メーター番号を記入してください。

中間市中間二丁目2番2号

新築アパートの場合

部屋番号

メーター番号

101号室

〇〇-〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

102号室

〇〇-◇◇◇◇

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

201号室

〇〇-△△△△

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

202号室

〇〇-□□□□

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

中間市中間三丁目3番3号

入居済アパートの場合

部屋番号(世帯主氏名)

メーター番号

A-1号室 (中間 一郎)

〇〇-〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

A-2号室 (仲間 二郎)

〇〇-◇◇◇◇

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

A-3号室 (下水 三郎)

〇〇-△△△△

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

A-4号室 (上水 四郎)

〇〇-□□□□

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

「注 意」

- ① 世帯主別に記入してください。
- ② 『水栓番号』欄及び『世代』欄については、水道料金納入通知書で確認の上記入してください。

排水設備新設等工事完了兼使用開始届チェック表

確認日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	指定工事店名	(有)中間太郎工務店
確認申請番号	12345	申請者名	排水 太郎
		責任技術者名	中間 太郎

・確認した項目にレ点を記入して下さい。

確認した日を記入

(桝)

指定工事店チェック欄

- ☒ 1. 設置の位置。
- ☒ 2. 設置の状態（高さ）。
- ☒ 3. 使用材料（口径）。
- ☒ 4. 使用材料（蓋・保護蓋）。
- ☐ 5. 立ち上げ管の状態。
- ☒ 6. 浸入水等の不明水はない。

該当する項目のみにチェック

(トラップ桝)

指定工事店チェック欄

- ☒ 1. 器具トラップの確認。
- ☒ 2. 二重トラップ対策。
- ☒ 3. エアー溜まりは無い。
- ☒ 4. 封水が適正になされてある。

(管布設)

指定工事店チェック欄

- ☒ 1. 管種・管径。
- ☒ 2. 規定勾配の確保。
- ☒ 3. 屋内排水系統の状態。
- ☒ 4. 継手の状態。
- ☒ 5. 土被りの確保。
- ☒ 6. 埋戻し後の状況等。
- ☐ 7. 露出管の防護措置。
- ☒ 8. 浸入水等の不明水はない。

(その他)

指定工事店チェック欄

- ☒ 1. 雨水系統との分離。
- ☒ 2. 屋外洗い場に屋根があるため、接続した。
- ☐ 3. 阻集器の設置状態。
- ☒ 4. ドレーン管等の接続。
- ☒ 5. 屋内排水設備の設置状態。
- ☒ 6. 便器の形式・取付状態。
- ☒ 7. 用水区分（水道水）の確認。
- ☒ 8. 便槽または浄化槽の処理。

(書類関係)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 申請からの変更有り。
- ☒ 2. 申請からの変更無し。
- ☐ 3. 合併浄化槽の廃止届の提出。
- ☒ 4. 工事写真（着工前後、配管、桝、器具、基礎、埋め戻し、便槽処理等）を漏れなく添付した。

その他（ ）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

中 間 市 長 ○○ ○○ 様

申請者 住 所 中間市中間一丁目1番1号

氏 名 排水 太郎

電話番号 093-244-0000



水洗便所改造資金融資あっせん申請書

中間市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱第6条の規定により、融資あっせんを受けたいので申請します。

10万円以上60万円以下の金額

融資あっせん申込み額	600,000	円	償還回数	12・24・36回
融資を受ける希望金融機関	中間市内に支店のある金融機関名			
工 事 概 要	施 工 場 所	中間市中間一丁目1番1号	指 定 工事店	店名 中間市中間1-1-1 指定第○○号 (有)唐戸工務店 TEL 093-244-1111 代表取締役 中間 太郎
	施 工 予 定	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
	完 了 予 定	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
	工 事 見 積 額	768,900 円		
	所 有 区 分	自家 ・ 借家		
家屋所有者同意欄 (自家でない場合)	私が所有している家屋の水洗便所改造に同意します。 所有者 住 所 氏 名 電話番号			



- ① 前年度の市税の滞納がない旨の証明書
- ② 排水設備新設等計画確認申請書

※各金融機関の融資条件を満たす必要があります。

承	認	印
融資あっせん 決 定 額		
		万円

写真撮影要領

写真撮影要領一覧

- ・ 写真撮影はカメラを水平を保ち、明瞭かつ必要箇所を正確に撮影すること。
- ・ 写真台紙の横には、写真の内容を示した横書きを行うこと。
- ・ 黒板に撮影の内容を表記し、差し入れ撮影を行うこと。
- ・ 必要箇所を適宜撮影すること。
- ・ 必要に応じて、スタッフ、巻尺、折尺をあてること。
- ・ 必要に応じて、遠景で不明瞭になる場合は近接撮影を行うこと。

- | | | |
|----|-----------------------|--|
| 1 | <u>家屋全景</u> | 着工家屋の全景を撮影 |
| 2 | <u>掘削前</u> | 掘削箇所の掘削前の撮影 (枚数適宜) |
| 3 | <u>器具取付前</u> | 既設トイレの撮影 |
| 4 | <u>家屋全景</u> | 竣工家屋の全景を撮影 |
| 5 | <u>仕上げ完了</u> | 掘削箇所の配管、埋め戻し、仕上げ後の撮影 (枚数適宜) |
| 6 | <u>器具取付後</u> | 新設トイレの撮影、通気管（弁）がある場合は、通気管（弁）の撮影
器具トラップの有無が分かる写真（汲み取り改造の場合）
シンク下の撮影（ディスポーザ設置の有無を確認） |
| 7 | <u>掘削状況</u> | 掘削中の撮影 (枚数適宜) |
| 8 | <u>基礎工</u> | 掘削後、砕石チップ転圧後の撮影 |
| 9 | <u>配管・桝設置、阻集器設置状況</u> | 全ての配管、桝の状況が分かる様に撮影 |
| 10 | <u>継手状況</u> | 継手の接続状況が分かる様撮影 (枚数適宜) |
| 11 | <u>管路埋戻し状況</u> | 配管全ての埋戻し状況の撮影 |
| 12 | <u>管路埋戻し完了</u> | 配管全ての埋戻し完了の撮影 |
| 13 | <u>便槽着工前</u> | 既設便槽の撮影 (枚数適宜) |
| 14 | <u>便槽穴あけ消毒処理</u> | 便槽穴あけ・消毒処理後が写真確認できる様に撮影
便槽内にボール等を入れ、消毒の石灰散布が確認できる写真 |
| 15 | <u>便槽埋戻し</u> | 埋め戻し中の撮影 |
| 16 | <u>便槽埋戻し完了</u> | 埋戻し完了の撮影 |
| 17 | <u>便槽処理完了</u> | モルタル仕上げ等の撮影 |
| 18 | <u>浄化槽着工前</u> | 既設浄化槽の撮影 |
| 19 | <u>浄化槽機械器具撤去</u> | 既設機械器具の撤去後の撮影 |
| 20 | <u>浄化槽穴あけ消毒処理</u> | 浄化槽穴あけ・消毒処理後が写真確認できる様に撮影 |
| 21 | <u>浄化槽埋戻し</u> | 砕石等での埋め戻しの撮影 |
| 22 | <u>浄化槽仕上げ</u> | モルタル仕上げ等の撮影 |
| 23 | <u>浄化槽処理完了</u> | 浄化槽処理完了の撮影 |
| 24 | <u>その他仕上げ</u> | 車庫仕上げ、露出管の紫外線防止塗装完了等の撮影
その他必要写真 |

全 景

着 工 前	完 了
1 家屋全景	4 家屋全景 比較撮影 同一位置・方向 より撮影
2 掘削前	5 仕上げ完了 比較撮影 同一位置・方向 より撮影
3 器具取付前	6 器具取付後 比較撮影 同一位置・方向 より撮影

1 家屋全景 家屋の全景を撮影

4 家屋全景 家屋の全景を撮影

2 掘削前 掘削箇所の掘削前の撮影

5 仕上げ完了 掘削箇所の配管、埋戻し、
仕上げ後の撮影

3 器具取付前 既設トイレの撮影

6 器具取付後 ・新設トイレの撮影
・通気管（通気弁）の撮影
・器具トラップの有無が
分かる様に撮影
・シンク下の撮影（ディスプレイ
設置の有無を確認）

排水管の布設状況

7 掘削状況

10 継手状況

8 砕石チップ基礎工

11 埋戻し状況

9 配管、桝、阻集器
設置状況

12 埋戻し完了

7 掘削状況 掘削中の撮影

10 継手状況 継手の接続状況が
分かる様に撮影

8 基礎工 全ての配管の掘削後、
砕石チップ転圧後の撮影

11 埋戻し状況 埋戻し状況の撮影

9 配管、桝、阻集器設置状況
全ての配管、桝の状況が
分かる様に撮影

12 埋戻し完了 埋戻し完了の撮影

便 槽 処 理 の 状 況

1 3 着工前

1 6 埋戻し完了

1 4 穴あけ消毒処理

1 7 処理完了

1 5 埋戻し

13 便槽処理着工前 既設便槽の撮影

16 便槽埋戻し完了 埋戻し完了の撮影

14 便槽穴あけ消毒処理
便槽穴あけ・消毒処理後が
写真確認できる様に撮影

17 便槽処理完了 モルタル仕上げ等の撮影

15 便槽埋戻し 埋戻し中の撮影

浄化槽処理の状況

18 着工前

21 埋戻し

19 機械器具撤去

22 仕上げ

20 穴あけ消毒処理

23 処理完了

18 浄化槽着工前
既設浄化槽の撮影

21 浄化槽埋戻し
埋戻し完了の撮影

19 浄化槽機械器具撤去
既設機械器具の撤去後の撮影

22 浄化槽仕上げ
モルタル仕上げ等の撮影

20 浄化槽穴あけ消毒処理
浄化槽穴あけ・消毒処理後が
写真確認できる様に撮影

23 浄化槽処理完了
浄化槽処理完了の撮影

その他(付帯工等)

2 4 付帯工

2 4 付帯工

2 4 付帯工

2 4 付帯工

2 4 付帯工

2 4 付帯工

24 その他仕上げ

車庫仕上げの撮影
露出管の紫外線防止塗装完了の撮影
その他必要な写真

様式集

- 1 平面図
- 2 縦断図
- 3 見積書
- 4 排水設備新設等計画確認申請チェック表
- 5 排水設備新設等工事完了兼使用開始届
- 6 使用者名簿
- 7 排水設備新設等工事完了兼使用開始届チェック表
- 8 直接投入型ディスポーザ新設等計画確認申請書
- 9 誓約書（直接投入型ディスポーザ）
- 10 直接投入型ディスポーザ新設等工事完了届
- 11 使用者名簿
※ディスポーザを使用する世帯が2世帯以上ある場合、提出
- 12 水洗便所改造資金融資あっせん申請書
- 13 浄化槽使用廃止届出書

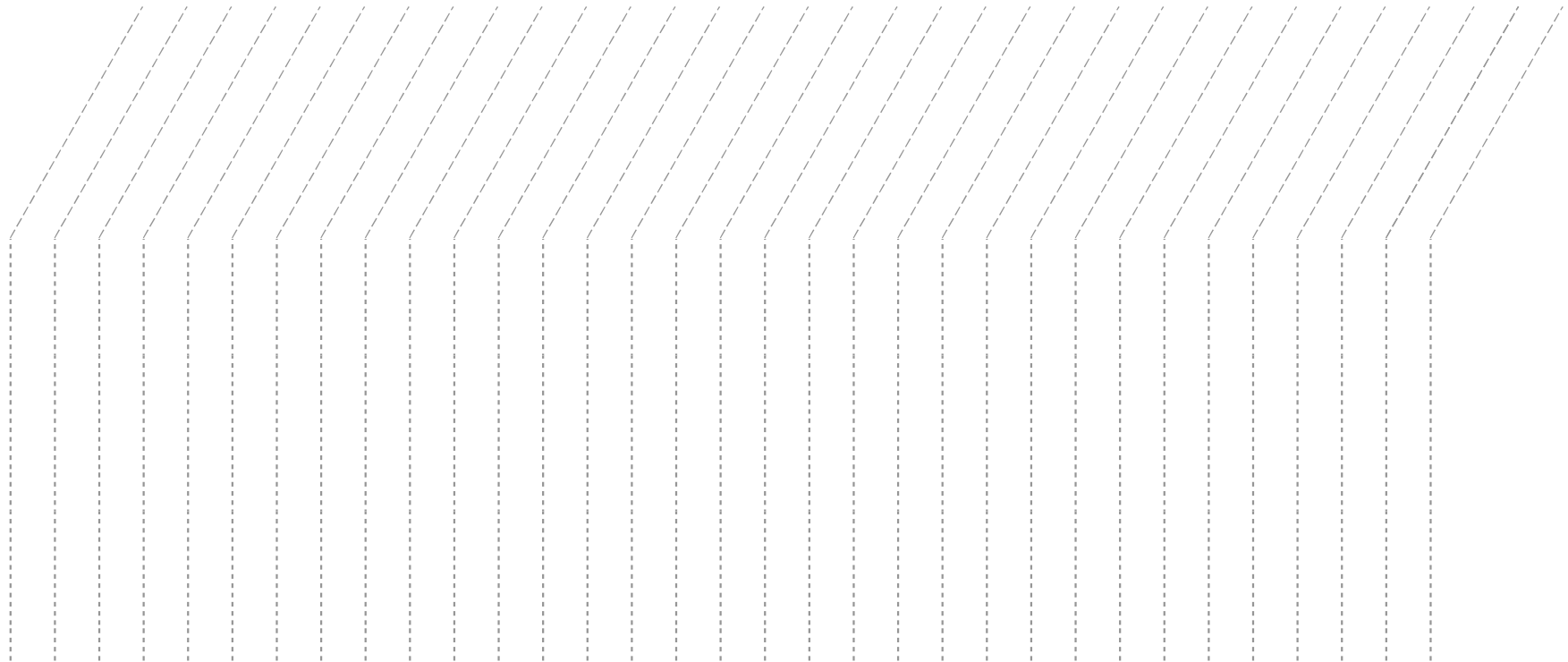
平面図

方 角

- 注
1. 敷地境界・間取りを明確に図示すること。
 2. 污水管(赤色)・雨水管(緑色)で着色し、記号はマニュアル(P15)参照のこと。
 3. 2階のトイレには、通気管(通気弁)を設置してください。

縦断図

(縮尺 縦=1/ 横=1/)



地盤高

--

土被り

--

管底高

--

排水設備工事費見積書

〔申請者氏名

印〕

工事内容		種別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
器具	便 器			組				
				組				
	便 座			組				
				組				
	小便器			組				
	紙巻器			組				
器具取付	大便器			組				
	小便器			組				
屋内工事	便所内工事			式				
	電気工事			式				
	便所床			式				
屋外工事	汚水配水管	VU φ 100		m				
	雨水配水管	VU φ 100		m				
	汚水ます	φ 150	インバート桧	箇所				
	汚水ます	φ 150	トラップ桧	箇所				
	汚水ます	φ 150	ドロップ桧	箇所				
	雨水ます			箇所				
給水工事		配管横引き 配管立上り					接続費	
調査・設計費								
計 ①								
消費税 ②		①×0.1					1式	
合 計		①+②						
融資斡旋額								

- ・訂正箇所には、必ず訂正印捺印のこと。
- ・下水道課に提出したものと同一の見積書を施主に渡すこと。
- ・器具類のカタログのコピーを添付すること。（定価が記載されていること）
- ・平面図・縦断図・見積書の間に矛盾がないように確認をすること。

排水設備新設等計画確認申請チェック表

確認日	年 月 日	指定工事店名	
申請者名		責任技術者名	

・確認した項目にレ点を記入して下さい。

(事前調査項目)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 下水道処理（供用開始）区域の確認をした。
☐ 2. 公共汚水桝（取付管）の位置及び高さの確認をした。
☐ 3. 設置する土地及び使用する排水設備の権利関係を確認した。
☐ 4. 隣接する道路が私道などの権利関係がないか確認した。
☐ 5. 既存排水設備などの現況、使用状況、建物用途及び営業内容を確認した。
☐ 6. 用水区分（水道水等）やその系統、既排水設備の系統を確認した。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由： ）

(事前協議項目)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 公共汚水桝の設置が必要であるため、事前協議のうえ届出をした。
☐ 2. 工場または事業所に排水設備を設置する工事のため、事前協議のうえ届出をした。
☐ 3. 融資あっせん及び利子補給制度を受ける事前協議をし提出書類を整えた。
☐ 4. 低地汚水ポンプ設備等設置助成金を受ける事前協議をし提出書類を整えた。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由： ）

(添付書類項目)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 申請書の太枠内に、未記入、誤記及び押印漏れなどの無いことを確認した。
☐ 2. 阻集器を設置するため、阻集器の資料を添付した。
☐ 3. 特定施設に該当する流入であるため、除外施設届を及び水質責任者選任届を添付した。
☐ 4. 水道水以外の用水を利用するため、減水量報告書を添付した。
☐ 5. 他人の土地へ排水設備を設置するため、排水設備設置に係る同意書を添付した。
☐ 6. 他人の排水設備を使用するため、排水設備設置に係る同意書を添付した。
☐ 7. 使用器具等のカタログを2部添付した。
☐ 8. 工事見積書を2部添付した。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由： ）

(図面関係項目)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 隣地境界線、隣接道路、方位、敷地内建物及び地盤高を漏れなく表示した。
☐ 2. 平面図に使用する記号を排水設備設置基準から引用した。
☐ 3. 各階層ごとの屋内排水設備と系統を、記号等を使用して、その位置を表示した。
☐ 4. 屋外にある排水設備（温水器や散水栓等、既設浄化槽など）の位置を表示した。
☐ 5. 各階を繋ぐ排水管（立管）がある場合の管種や口径を表示した。
☐ 6. トラップ付掃除口を使用する場合の2重トラップ防止策について表記した。
☐ 7. 排水管の管径並びに勾配は定常流量法または、器具排水賦課単位による方法で定めた。
☐ 8. 各種記号、区間距離、管径、管勾配の表示と数値の整合を確認した。
☐ 9. 平面図と縦断図の整合を確認した。
☐ 10. 縦断図の計算の数値を確認した。
☐ 11. 使用材料、器具の規格や数量を確認した。

中間市チェック欄

☐ （ ☐ 再提出 理由： ）

その他（ ）

確認申請番号

第 号

届出日	年 月 日															
排水設備新設等工事完了兼使用開始届 中間市長 様 排水設備等の工事が、次のとおり完了したので、中間市下水道条例施行規則第6条の規定により届け出ます。																
申 請 者	住 所															
	フリガナ		印	電 話 番 号												
	氏 名															
使 用 者	住 所															
	フリガナ		印	電 話 番 号												
	氏 名															
設 置 場 所	中 間 市															
建 物 用 途	☐ 一般住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 業務用 ☐ その他()															
	居住者の状況 ☐ あり ☐ なし ☐ 賃借 ☐ その他()															
	一般住宅以外の場合(名称) 軒数(軒) フロア数()															
工 事 の 種 別	☐ くみ取便所の改造 ☐ 新築に伴う水洗化 ☐ 増改築に伴う水洗化 ☐ 仮 設															
	☐ 浄化槽の切替え(単独・合併) ☐ 特定事業所の水洗化 ☐ その他()															
阻集器の設置等	☐ 油脂遮断装置 ☐ 沈砂装置 ☐ 通気管 ☐ その他()															
特定施設の有無	☐ あり ☐ なし	除害施設の種類														
用 水 区 分	☐ 水道水 ☐ 水道、井戸水併用 ☐ 井戸水 ☐ その他の水()															
工事着工年月日	年 月 日	当初図面からの変更点 ※ありの場合は変更後の図面を添付		☐ あり ☐ なし												
工事完了年月日	年 月 日	使用開始日		年 月 日												
中 間 市 下 水 道 排 水 設 備 指 定 工 事 店 名		責 任 技 術 者 名														
指定工事店番号 号		印														
		<table><tr><td colspan="2">工 事 完 了 確認年月日</td><td colspan="2">年 月 日 (時間 :)</td></tr><tr><td>台 帳</td><td>地 図</td><td>集 計</td><td>電 子</td><td>浄化槽台帳</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			工 事 完 了 確認年月日		年 月 日 (時間 :)		台 帳	地 図	集 計	電 子	浄化槽台帳			
工 事 完 了 確認年月日		年 月 日 (時間 :)														
台 帳	地 図	集 計	電 子	浄化槽台帳												

検査員

- * 下水道使用者は裏面使用者名簿に記入してください。
- * 排水設備新設等工事完了兼使用開始届チェック表を添付してください。

使 用 者 名 簿

水道メーター番号

—

設 置 場 所	世 帯 主 氏 名	水 栓 番 号						世 代		

「注 意」

- ① 世帯主別に記入してください。
- ② 『水栓番号』欄及び『世代』欄については、水道料金納入通知書で確認の上記入してください。

排水設備新設等工事完了兼使用開始届チェック表

確認日		年 月 日		指定工事店名	
確認申請 番号		申請者名		責任技術者名	

・確認した項目にレ点を記入して下さい。

(桝)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 設置の位置。
- ☐ 2. 設置の状態（高さ）。
- ☐ 3. 使用材料（口径）。
- ☐ 4. 使用材料（蓋・保護蓋）。
- ☐ 5. 立ち上げ管の状態。
- ☐ 6. 浸入水等の不明水はない。

(トラップ桝)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 器具トラップの確認。
- ☐ 2. 二重トラップ対策。
- ☐ 3. エアー溜まりは無い。
- ☐ 4. 封水が適正になされてある。

(管布設)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 管種・管径。
- ☐ 2. 規定勾配の確保。
- ☐ 3. 屋内排水系統の状態。
- ☐ 4. 継手の状態。
- ☐ 5. 土被りの確保。
- ☐ 6. 埋戻し後の状況等。
- ☐ 7. 露出管の防護措置。
- ☐ 8. 浸入水等の不明水はない。

(その他)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 雨水系統との分離。
- ☐ 2. 屋外洗い場に屋根があるため、接続した。
- ☐ 3. 阻集器の設置状態。
- ☐ 4. ドレーン管等の接続。
- ☐ 5. 屋内排水設備の設置状態。
- ☐ 6. 便器の形式・取付状態。
- ☐ 7. 用水区分（水道水）の確認。
- ☐ 8. 便槽または浄化槽の処理。

(書類関係)

指定工事店チェック欄

- ☐ 1. 申請からの変更有り。
- ☐ 2. 申請からの変更無し。
- ☐ 3. 合併浄化槽の廃止届の提出。
- ☐ 4. 工事写真（着工前後、配管、桝、器具、基礎、埋め戻し、便槽処理等）を漏れなく添付した。

その他（ ）

年 月 日

中間市長 様

直接投入型ディスプレイ新設等計画確認申請書

直接投入型ディスプレイの新設等に係る計画の確認を受けたいので、中間市ディスプレイの設置及び管理に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請者 (設置者)	住所									
	フリガナ		印	電話番号						
	氏名									
使用者	住所									
	フリガナ		印	電話番号						
	氏名									
設置場所	中間市									
家屋の種類	☐ 一般住宅 ☐ 共同住宅 ☐ その他() 一般住宅以外の場合(名称) 軒数(戸)階数(階)									
工事区分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ディスプレイ設置基数(基)									
ディスプレイ部	メーカー名	形式・型番		評価番号						
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
家屋所有者 同意欄 (借家の場合)	私が所有している家屋に直接投入型ディスプレイを設置することに同意します。 所有者 住所 氏名 電話番号 印									
管理組合等 同意欄 (共同住宅の場合)	当組合又は当社が管理している共同住宅に直接投入型ディスプレイを設置することに同意します。 管理者 住所 組合名 (会社名) 代表者名 電話番号 印									
施工業者	指定工事店番号 号		<table><tr><td>受</td><td>付</td></tr><tr><td>確認申請番号 第 号</td><td></td></tr><tr><td>ディスプレイ受付番号 第 号</td><td></td></tr></table>		受	付	確認申請番号 第 号		ディスプレイ受付番号 第 号	
	受	付								
	確認申請番号 第 号									
ディスプレイ受付番号 第 号										
印										
責任技術者名 印										

誓約書

(直接投入型ディスポーザ)

私は、次に掲げる事項を遵守し、当該ディスプレイを適切に使用し、維持管理をすることを誓約します。

- 1 中間市ディスポーザの設置及び管理に関する規則の規定を遵守します。
- 2 当該ディスポーザについて、機器の仕様を遵守し、適切に維持管理をします。
- 3 当該ディスポーザの設置後、排水設備等に支障が生じた場合は、自己の責任により対応するとともに、直ちに中間市長に報告し、中間市下水道条例第13条の規定に基づく指示に従います。
- 4 当該ディスポーザに起因して、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任により対応します。
- 5 当該ディスポーザの維持管理に関し中間市長が行う指導に協力します。
- 6 下水道使用料に加算された220円/月(税込)を支払います。

申 請 者 (設 置 者)	住 所			
	フリガナ		印	電 話 番 号
	氏 名			
使 用 者	住 所			
	フリガナ		印	電 話 番 号
	氏 名			
設 置 場 所	中間市			
家 屋 の 種 類	☐ 一般住宅 ☐ 共同住宅 ☐ その他() 一般住宅以外の場合(名称) 軒数(戸)階数(階)			
工 事 区 分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ディスポーザ設置基数(基)			
ディスポーザ部	メーカ一 名	形 式 ・ 型 番		評 価 番 号

様

中間市下水道条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係るディスプレイを使用する世帯が2世帯以上あるときは、裏面の使用者名簿に記入してください。

使 用 者 名 簿

水道メーター番号

—

設 置 場 所	世 帯 主 氏 名	水 栓 番 号						世 代		

「注 意」

- ① 世帯主別に記入してください。
- ② 『水栓番号』欄及び『世代』欄については、水道料金納入通知書で確認の上記入してください。

年 月 日

中 間 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

中間市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱第6条の規定により、融資あっせんを受けたいので申請します。

融資あっせん申込み額		円	償還回数	12・24・36 回
融資を受ける希望金融機関				
工 事 概 要	施 工 場 所		指 定 工事店	店名 印
	施 工 予 定	年 月 日		
	完 了 予 定	年 月 日		
	工 事 見 積 額	円		
	所 有 区 分	自 家 ・ 借 家		
家屋所有者同意欄 (自家でない場合)		私が所有している家屋の水洗便所改造に同意します。 所有者 住 所 氏 名 印 電 話 番 号 - -		

- ① 前年度の市税の滞納がない旨の証明書
- ② 排水設備新設等計画確認申請書

承 認 印	
融資あっせん 決 定 額	万円

浄化槽使用廃止届出書	
年 月 日	
福岡県 宗像・遠賀保健福祉環境事務所長 殿	
届出者	
住所	
氏名	印
電話番号	
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。	
1. 設置場所の地名地番	
2. 使用廃止の年月日	年 月 日
3. 処理の対象	☐ ① し尿のみ ☐ ②し尿及び雑排水
4. 廃止の理由	
※事務処理欄	
(注意)	
1. ※欄には、記載しないこと。	
2. 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

*** 事務処理の参考とするため、以下の項目の記入にご協力ください。**

○ 届出に関する問合せ先

氏名又は 会社名及び担当者氏名：	電話番号：
---------------------	-------

○ 浄化槽設置時の情報・・・分かる項目があれば記入してください

設置届等受付年月日	年 月 日	受付番号	
届出者名		建築用途	
浄化槽人数	単 独 ・ 合 併	人槽	
浄化槽名称	メーカ一名		
	型 式		
浄化槽処理方式			

中間市下水道条例〔抜粋〕

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、責任技術者(排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者をいう。)が専属する指定工事店(規則で定めるところにより市長が指定した者をいう。)でなければ、行ってはならない。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

第5章 罰則

(罰則)

第29条 次に掲げる者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第6条の規定に違反して、排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第8条又は第10条の規定に違反した者
- (5) 第12条の規定による届出を怠った者
- (6) 第18条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者
- (7) 第19条に規定する命令に違反した者
- (8) 第26条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第5条第1項若しくは第20条の規定による申請書若しくは図書、第5条第2項本文、第12条若しくは第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

中間市下水道条例施行規則〔抜粋〕

(排水設備等の計画の確認)

第5条 条例第5条の規定により排水設備等の新設等の計画確認を受けようとする者は、排水設備新設等計画確認申請書(第1号様式)に、次の書類を添付して工事着手前に市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に掲げる書類には、同号アからエまでに掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
 - ア 工事予定地の境界線及び面積
 - イ 建物、間取り及び便所、台所、浴室その他下水を排除する施設の位置
 - ウ ます及び除害施設の位置
 - エ 排水管きょの位置、材質、延長、大きさ及び勾配
- (3) 縦断図
- (4) 排水設備工事見積書
- (5) 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その者の同意書
- (6) 工事に係る土地、家屋又は排水設備の所有者その他市長が必要と認める者の承諾を得ている旨の誓約書
- (7) 指定工事店を通して器具を購入する場合にあっては、器具のカatalogの写し

中間市下水道排水設備指定工事店規則〔抜粋〕

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施工又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
 - (2) 工事は、適正な工費で施工するとともに、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
 - (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならないこと。
 - (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計し、又は施工しないこと。
 - (7) 条例第7条第1項に規定する完了検査の結果、不良と認められた箇所については、市長が指定する期間内にこれを改修すること。
 - (8) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
 - (9) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。
- 3 市長は、指定工事店が前項第7号の改修又は同項第8号の補修を行わないときは、他の指定工事店に命じてこれを施工させることができる。この場合において、その費用は、当該改修又は補修を行わなかった指定工事店の負担とする。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに、中間市下水道排水設備指定工事店指定辞退届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、中間市下水道排水設備指定工事店異動届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 組織を変更したとき。
 - (2) 代表者に異動があったとき。
 - (3) 商号を変更したとき。
 - (4) 営業所を仮移転し、又は移転したとき。
 - (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
 - (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。
 - (7) 代表者の住所に異動があったとき。